葉山町印鑑条例の一部を改正する条例

葉山町印鑑条例(昭和49年葉山町条例第34号)の一部を次のように改 正する。

(別 紙)

令和5年11月28日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の施行により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)が改正されたことに伴い、個人番号カード利用者証明用電子証明書のスマートフォン(移動端末設備)への記録が可能となるため、所要の改正を行うため提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町印鑑条例の一部を改正する条例

葉山町印鑑条例(昭和49年葉山町条例第34号)の一部を次のように改正する。 第11条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書又は同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。 次条第 3 号において同じ。)を利用して、多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機を利用する者が自ら必要な操作をすることにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)により、印鑑登録証明書の申請をすることができる。

第 12 条第 5 号中「個人番号カードに登録された暗証番号が入力されないとき又は個人番号カードに記録された」を削る。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 66 号参考資料 第 4 回 定 例 会 令和5年 11 月 28 日

条例の概要

題 名

葉山町印鑑条例の一部を改正する条例

1 趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の施行により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)が改正されたことに伴い、個人番号カード利用者証明用電子証明書をスマートフォン(移動端末設備)に記録することが可能となるため、所要の改正を行うこととした。

2 内容

マルチコピー機(多機能端末機)による印鑑登録証明書の交付申請について、スマートフォン(移動端末設備)に記録した利用者証明用電子証明書を利用する方法を追加することとした。

3 施行期日等

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

改正後 改正前 ○葉山町印鑑条例 ○葉山町印鑑条例 昭和49年9月3日条例第34号 昭和49年9月3日条例第34号 (印鑑登録証明書の交付申請) (印鑑登録証明書の交付申請) |第11条 登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとする|第11条 登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとする| ときは、印鑑登録証を添えて、町長に申請しなければならない。 ときは、印鑑登録証を添えて、町長に申請しなければならない。 (略) (略) 前2項の規定にかかわらず、登録者は、利用者証明用電子証明書(電子|3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、電子署名等に係る地方公共団体 署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平 情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22 成14年法律第153号。「以下公的個人認証法」という。)第22条第1項に規 条第1項に規定する利用者証明用電子証明書(以下「利用者証明用電子証 定する個人番号カード利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項 明書」という。)が記録された個人番号カードを利用して、多機能端末機 に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。次条第3号に (本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する おいて同じ)を利用して、多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回 端末機であって、当該端末機を利用する者が自ら必要な操作をすることに 線で接続された端末機であって、当該端末機を利用する者が自ら必要な操 より、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に 電子署名等に係る地方公共団体システム機構の認証業務に関する法律施行 作をすることにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するも のをいう。)により、印鑑登録証明書の申請をすることができる。 規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号(以下 「暗証番号」という。)を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交 付を受けることができる。 (印鑑登録証明書の交付制限) (印鑑登録証明書の交付制限) 第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録証明書第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録証明書 を交付しないものとする。 を交付しないものとする。 $(1)\sim(4)$ (略) $(1)\sim(4)$ (略) (5) 前条第3項の規定による申請において、利用者証明用電子証明書の (5) 前条第3項の規定による申請において、個人番号カードに登録され 効力が失われているとき。 た暗証番号が入力されないとき又は個人番号カードに記録された利用者 証明用電子証明書の効力が失われているとき。

(6) 他の文書に押印された印鑑の証明を求められたとき。

(7) その他町長が不適当と認めたとき。

(6) 他の文書に押印された印鑑の証明を求められたとき。

(7) その他町長が不適当と認めたとき。